

京都府立医科大学大学院中央研究室実験動物センターの高圧蒸気滅菌装置の賃貸借に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等を次のとおり定めたので告示する。

平成30年 9月10日

京都府公立大学法人理事長 金田 章裕

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

京都府立医科大学大学院中央研究室実験動物センターの高圧蒸気滅菌装置の賃貸借

(2) 賃貸借対象機器

別添「仕様書」の要件を満たす高圧蒸気滅菌装置

(3) 台数

2台

(4) 賃貸借期間

2019年3月1日から2026年2月28日までの7箇年（84箇月）

(5) 設置場所

京都府立医科大学大学院中央研究室実験動物センター1階（京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465）

2 一般競争入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 平成30年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成30年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「物品（レンタル・リース）」に登録されたものであること。
- (3) 4の(1)に定める一般競争入札参加資格審査申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

4 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格審査申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間 平成30年9月10日（月）から平成30年9月19日（水）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 提出場所 〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
京都府立医科大学学生部学生課大学院担当
電話番号(075)251-5227

ウ 提出方法

提出期間中の午前9時から午後0時30分まで及び午後1時30分から午後5時までの間に提出するものとし、郵送及び電送による提出は認めない。

(2) 添付資料

京都府における「物品（レンタル・リース）」に係る競争入札参加資格を得ている者であることを証する書類

(3) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する書類の提出を求めることがある。

(4) その他

提出書類の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

2及び3について参加資格があると認定された者は、京都府立医科大学大学院中央研究室実験動物センターのの高圧蒸気滅菌装置の賃貸借に係る一般競争入札参加資格認定名簿

に登載される。

7 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、5による資格審査の結果を通知した日の翌日から平成31年3月31日までとする。

8 変更届

申請書を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を京都府公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては、氏名

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（2に該当する者を除き、3の資格を満たす者）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると理事長が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) (1)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 担当課

〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
京都府立医科大学学生部学生課大学院担当
電話番号(075)251-5227